

平成 25 年度 第 2 回 岸和田市障害者施策推進協議会 会議録

会 議 名	第 2 回岸和田市障害者施策推進協議会
日 時	平成 26 年 3 月 25 日（金）午後 2 時～午後 4 時 20 分
場 所	岸和田市役所 新館 4 階 第 1 委員会室
出席委員	松端委員 大谷委員 西村委員 谷口委員 岩佐委員 上野委員 寺田委員 加藤委員 松藤委員 松崎委員 高田委員 根未委員 山内委員 叶原委員 田中委員 岡本委員 佐藤委員 以上 17 名
欠席委員	今口委員 以上 1 名
事 務 局	上田障害者支援課長 八巻障害者支援課参事 河内障害福祉担当長 宮内障害福祉担当長
傍聴人数	0 人
次 第	1 開 会 2 新委員の紹介及び委嘱状の交付について 3 議事 （1）平成 25 年度の状況について ①計画相談支援の状況について ②障害者虐待への対応状況について ③障害者自立支援協議会の動きについて ・活動内容・啓発事業の開催 ④府権限移譲による事業（自立支援医療 育成医療） ⑤障害者優先調達推進法の推進 ⑥新福祉総合センター基本計画（概要） （2）平成 26 年度の動きについて ・障害者総合支援法、身体障害者福祉法 4 月 1 日施行分について ・平成 26 年度新規実施事業について ・第 4 期障害福祉計画 ・その他 （3）意見交換
配布資料	資料 1 計画相談支援の状況 資料 2 障害者虐待防止法の対応状況について 資料 3 平成 25 年度岸和田市障害者自立支援協議会活動内容（概要） 資料 4 協議会イベントの内容とアンケートについて 資料 5 自立支援医療費（育成医療）支給制度について 資料 6 平成 25 年度岸和田市障害者就労施設からの物品等の調達の推進を図るための方針 資料 7 岸和田市立新福祉総合センター基本計画 概要版 資料 8 心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しについて 資料 9 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

【議事内容】

議事（１）平成２５年度の状況について事務局説明（資料①～③）

会 長：それぞれの進捗状況ということで、まず相談支援の状況ですが、サービスを利用している人はサービス利用計画を出さなくてはならないことになっておりまして、先ほど計画に対する達成率が４７％ということで半分にも満たないのですが、府内ではトップだということです。大阪市の自立支援協議会のなかで大阪府は相当低い状況にあるのですが、岸和田市が一番になっている原因は何でしょうかと委員の方から質問がありまして、なぜでしょうか。

事務局：ここに相談支援の方がおられるので、話をしていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

委 員：なぜと言われましても、頑張っていかななくてはということです。

会 長：頑張らずに、のんびりしてはなかなか進まないでしょう。

委 員：結構難しいです。いままで問題なくできていたものを今更なぜという人が多いので。

会 長：積極的に働きかけて計画が必要だと。積極的にアプローチをしていくと言うのが原因だということですね。めんどくさいな、どうせできないだろうという意識もあるでしょうが。

委 員：相談できる事業所を振り分けられるって聞いたのですが、事業者を選んでいくことはできないのですか。

事務局：事業所の希望先を聞いております。今は特定相談支援事業所が１３か所あるのですが毎月月末に来月何件受け入れますかとお聞きしておいて、申請があった時に第３希望まで聞いています。こちらからアタックして、うまく第１希望でいけば、そこから連絡があります。第３希望までのなかでダメだったということは今までないですが、今後費用負担分もパンク状態になってきていますので、希望される方が、事業所が対応できなくて、他の事業所でプランを立ててもらわなくてはならないことも起こってくるかもしれませんし、そういうことであればセルフプランを立てますということもあるかもしれません。それは根本的に岸和田に１３事業所しかないということが大きな原因であります。

相談支援事業者の連絡会で方針を考えながら進めています。

会 長：特定相談支援事業所が１３、そのうち実際に動けるのが１１事業所。

事務局：そうですね。月によって動ける事業所数が変わってくる。事業所の中でも今月は厳しいが、何人であれば可能であると連絡くれるという流れになっています。

会 長：事業所に聞いて、それぞれ打診しながら対応していく、そういうことですね。

委 員：障害者のことを知っている事業所でやっていただけたら、親として心強いです。そのために希望するところでしていただきたい。どこの事業所でもいいですという感じでしていただいている方が多くて、どんどん計画が進んで行ってから自分達ですればいいという感じになっていっています。

会 長：今後サービスを丁寧に利用していく上では、事業所を変えていくということもありですね。

委 員：もしご紹介していただけるのであれば、私のところも来ていただきましたけれども、障害に対する特性についてスキルがある程度お持ちである方がお越しいただけないと、過去にどちらかという老人介護の方をされていたような感じのお話をされていまして。今後おそらくこの事業が安定するころには、その方もスキルアップ

されるのだろうとは思いますが、こちらの方としては最初から最低限度のスキルを持ってお越しいただきたかったというのは、実際問題です。

会 長：処遇について、まだ経験が十分足りなくて、知識としてはあっても、どうすればいいかわからない方がいらっしゃるかもしれない。

その他いかがでしょう。あとは虐待に関しては全部で13件でしたかね。

事務局：対応したのが13件、その内虐待と認定したのが11件です。

会 長：それから自立支援協議会の活動報告があって、会長代理にコーディネーターをお願いした「防災から考える障害者の地域生活」ということです。

会長代理：サービス利用計画については色々な思いがあるのですが、障害者総合支援法の中ではサービス利用計画を作らなければ、サービスを利用できない仕組みになっていて、一定の法律を守るというのは、これは基本でございますので、色々不審な点があるかと思いますが、逆に言うと育てていただかなければならない点もあるというのも事実であります。つまりどういう事かと言うと、いわゆる障害者サービスを利用しようとしても届かない人たちがいた、それを所謂届ける、出かけていく、重度心身障害児のお母さんは子供を家に残したまま出かけて行って、その間に相談するというのは無理な話です。それを訪問して利用計画を立てていただける。そういう応援団がいるだけでもある意味でいうと、今までの施策から大きく海に落ちる人を拾うそんな体もあるということもご理解を賜りたいというふうに思います。もちろんご指摘いただいた点については、これは自立支援協議会の研修を通じて意識を高めていくというのは、当たり前の話だというふうに思いますけれども、そこで「小さく生んで大きく育てる」というふうに少し考えていただいて、もう少しどなたかご支援を頂ければと思います。

事務局説明（資料④～⑥）

会 長：自立支援医療の中の育成医療ですが、府が担当であったものが岸和田市に降りてきたというものです。それから障害者就労施設から物品等の調達を推進する法律ですが、積極的に市として優先して障害者の作業所等、そういう対応できる事業所にお願いましよという法律なので、これで作業所にとっては収益になり、一人当たりの工賃にも跳ね返ってくるということですので、積極的にやりましょと。しかもそれを計画的にして公開していきましょということになっています。なにかございませんでしょうか。

委 員：今、話のあった作業所のことですが、ここには載っていないのですが、それはホームページに載っているのですか。とりあげていた品物が写っているところとか。

事務局：特に市ではしていません。

委 員：先程読み上げていただいた名前の、例えば我々が利用しようと思った時に、いちいち役所に、こういうものであればどこがいいですかとお尋ねするということですか。

事務局：今はそんなふうにはやっていません。小さなコーディネートという感じで、こういう仕事をしてくれるところを探しているけれどもということで、いったんお受けして、作業所に聞いてから調整しています。

委 員：作業所は名前を挙げることは消極的なのですか？

事務局：そういうことではないです。

委 員：それではなぜリストが出ないのですかね。個人的にこういうものを作ってほしいな、こういうものがほしいなと思った時にどこかわかっていれば、すぐお願いできますよ

ね。市に聞いて、それからまた連絡してもらってというのは二度手間ですよ。今の話では消極的で、名前を出すことは控えているのかと思ってしまったものですから。

事務局：そうではないです。

委員：これは行政が調達する場合にこういう風な仕組みでやりますということですから、一般の市民が優先調達法の対象ということではないので、あくまでも岸和田市が、例えば人権週間で何か物品を作ると、その場合は通常ですと値段を競わせて一番安いところで落とすわけですけれども、それではダメだということで、障害がある人の、あるいは品物を作っているようなところに、お金が落ちるように優先的に落とすようにしましょうという仕組みですので、ここは漁船の中で狩りをするという法律でございませう。

委員：言っている意味はよくわかりますが、優先調達は市の方の支援調達の一つだと思うのですが、それでしたら伸びないのではないですかね。岸和田市で他にも載っているようにやろうとするのであれば、やはりもっと広い範囲で全体に、宣伝という言い方はおかしいですが、皆さんに知ってもらうことを考えて、独自に協力できると思います。

会長代理：これは法律に基づいてということなので、いわゆる一般の工賃を上げるというのは府の施策でもありますし、国の施策でもありますので、自立支援協議会の就労部会というところがありますので、そこで一般の企業ともタイアップして、そういう市民に対して提供することも可能だというふうに理解しております。今、説明したあくまで優先調達法という枠の中で、ご説明させていただいたということでございますので、今ご指摘いただいた体を踏まえて、岸和田市内でそういう色々な作業をして、生産物をどのように市民に買っていただくか、自立支援協議会就労部会というところを使いながら、市民の協力を得ながらより広く取り組んで、そういう枠に持っていくという主旨については所詮当たり前の話で、自立支援協議会就労部会でも取り扱ってまいりたいということでございます。

委員：会長代理から法律で決められているというお話でしたけれども、法律を抜きにして事業所を皆さんに宣伝して、ここの事業所はこういうことをしていると市民に分かりやすいように宣伝すれば、事業所も活気付くのではないかと思います。去年の暮に、岸和田市社協が記念のカバンを作ったのですが、普通の店で買えば値段が高いのですが、そこで作ったら非常に安く、良い品もできます。また、パンやお弁当、給食も販売していますが、たまたま行ったときは買うのですが、普通のパン屋なら高いけれど、ここなら安いということを市の方でも宣伝して、はっきり名前を出してあげるほうがいいのではないかと思います。

会長代理：いやそれを否定しているわけではないのです。あくまでも行政が物品を調達するときに、今まででしたら民間企業でより安いところで調達していたから、それを作業所で物品を作っているところを買っていただくように行政が率先してしましようという枠組みを申し上げたわけですから。それを一般企業も含めてどういうふうにしていくかというのは、またみんなで考えてやっていくし、先程ご提案いただいたみたいに岸和田市がこれだけ作業所があつて、こういうものを作っていますよということを市民に提供するということは、また別途で考えていってもそれは当然いいだろうと思いますし、また、そういうふうにしていかなければいけないこともあるかと思っています。

事務局：今この法律に基づくところでいうと、もちろん障害者支援課のほうが今後各事業所に提供ができる物品や作業がないですかということを問いかけてさせてもらって、市の

中で利用したい課があれば、調整していこうというのが今の枠組みになります。

会 長：そういう事業所があれば、例えばホームページにアップしてもらって、ここの作業所はこんな作業がありますよとか、先程社協さんが50周年記念の時のバックを、例えばここの作業所とお話ししましたよということが情報として市内で広く普及していくと、業者では衝突するだけで限りがありますけれど、民間の業者が委託する場合とか、あるいは我々が消費者として購入する場合に、全体として活性化していくのですよね。行政が発注するときの話がまず出るのですけどね。

委 員：今回ティッシュなどを市からお電話頂いて市内の作業所4社が請け負ったのです。できますかということで、あゆみ作業所さんに頼んだのですけどね、ここに刷られたところの代表者名が入っています。残念ながら少し字が小さいので、分かりづらかったなと思うのですが、「作業所ふくわらい」、「岸和田障害者共同作業所」、「アーチェンタープライズ」、「あゆみ作業所」の4か所でやらせていただきました。この広告は市役所の方からいただいて、うちの方が入れたというかたちになっています。そこの方に今回市の方から依頼を受けた物品の中でお名前を入れさせてくださいとお願いして、入れさせていただいたのです。こういう形を沢山していくと、皆さんに周知していただけるかなというのがありますので、これからもこういうことを続けていきたいと思っています。

会 長：その他いかがでしょうか。

委 員：今の話、ぜひ事業所として大いに推進して頂きたいと思います。結構1事業でこういう仕事したいなというのが、企業とか団体から受ける場合があって、うちの施設ではあまり得意ではないので、違う施設に紹介したいというケースもあるので、時間があればホームページであそこの作業所だったらこういう仕事もできるというのも作業所同士で紹介しあえるので、ぜひよろしくをお願いします。

会 長：意外に事業活性はありますよね。新たな事業開拓になります。きちんと情報を共有してやって、全体として活性化していくように持っていければいいのではないのでしょうか。

委 員：権限移譲の自立支援医療の件ですが、これは市の方に委譲したことによって受けにくくなった事とか認められにくくなった事とかありますか。

事務局：特にそれはないです。一応広報等もさせていただいておりますし、保健所の方でも案内はしてくれていますので、また件数については折を見てテーマにしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

委 員：ここに記載されている疾患以外で正直に認定ができるか、でないかよく言われるのですが、その点大丈夫ですか。心配があったものですから。

事務局：この制度は指定医療機関の意見書を基にしていますので、ほとんどかかられている病院の先生の方で対象となれば、その時点で申請の話になるかと思えます。すべての病院ではありませんので、指定の医療機関ということになりますけども、ここに書いています以外にも対象となる疾患は、手術等たくさんございます。

会 長：それでは次の新福祉総合センター基本計画の概要についてをお願いします。

事務局説明（資料⑦）

会 長：念願と言えば念願ですが、やっとという感じです。厳しい時代ですけども。

委 員：いろいろ説明いただいたのですが、どれぐらいの建物ができるのかその辺分かってい

れば教えていただけますか。

事務局：広さとかは今の段階では、分からない状況でございます。

委員：建設費とかもわからないのですか。

事務局：建設費は予算の計画をして、要求はしていますが、実際障害者支援課が予算要求しているわけではありませんので、本来なら福祉政策課が説明すればいいのですが、私が事務局でもありますので、今回説明させていただきました。

会長：この図面でいえばAとCの間にあるのが今の福祉センターですが、この奥側、駅側のAが一番いいのではないかということですね。Aの位置は、公園になっているのですか。あと、基本的な機能として、包括支援センターとかボランティアセンターとかはそのままだありますね。こういう機能を備えた施設を、この建物の中に入れていく。決まっているのはそのあたりですね。

事務局：今後、平成26年度から基本設計が決まっていきます。

会長：26年度で基本設計、27年度28年度で工事するから28年度中には。

事務局：28年度中には竣工できたらという計画になっています。

委員：サン・アビリティーズの会議に行かせてもらったのですが、サン・アビのほうも老朽化していますので建て替えしていくような方向かなと思うのですが、28年度竣工というときにはサン・アビリティーズは使わなくなるということですか。

事務局：サン・アビの機能集約ということですので、今後については公共施設マネジメント課という担当課が市の中のすべての施設に対して今後検討していくということですので、すぐになくなるとかは今現在ではわからない状況です。

委員：サン・アビの体育館は車いすバスケット用にかかなり床とかを丈夫に改修されたばかりとお聞きしていましたので、もったいないなと思ひまして。

委員：平成26年度中に計画のシナリオが完全に出来上がるようにおっしゃっていて、その前に担当課からいろいろ意見を申し上げていただけるかと思うのですが、全部出来上がる前に出来ればもう一度我々の意見を聞き入れてもらえるというか、我々の目である程度チェックした部分ですかね、障害者自らがチェックする方が、健全者が頭の中で考える施設よりもより利用しやすいものができるのではないかと考えておりますので、出来れば結構です、課長の努力でこういう場を作っていただきたいと考えております。

事務局：そのご意見に対しましては、団体さまの説明のところでもやはり出ていましたので、担当課であります福祉政策課とも相談しまして考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員：お伺ひしますが、先程の説明では部屋割りとかはまだこれからの段階ということでございますけど、我々もヒヤリングの際に、主に使っている点字図書室がありますが、大勢の方がご覧いただいたことがあるかと思うのですが、とてもじゃないですが狭いのです。人が5～6人入ったらとても動けないのです。そういう状況があるわけなのです。我々もヒヤリングの中でも、今の部屋の現状の少なくとも倍以上の広さを確保してくださいというお願ひをしております。先程の課長の話では、現状を確保したうえでとのお話でございますので、それではほんとに狭すぎます。部屋割りとか或は今後活動していけるような場所を確保していかななくてはということ、これはもちろんお願ひしているのですけど、もうひとつは利用料に際しては、これまでは私たちは利用料はいらなくて部屋を利用させて頂いております。今後は、福祉総合センター内の各

部屋につきましては、どうか我々障害者から利用料を徴収するとか、そういうことは絶対止めてほしいです。新福祉総合センターの竣工に当たっては、障害者団体には利用料はいらないと是非はっきりと明言して頂きたいと思います。

委員：地図を見ていまして、福祉センターに入るには一か所しかないなと思って、こっち側のAに近い方から出ていく道は細いですよね。やっぱり我々障害児の親というのは車が必須なのですよね。子供が歩けなかったり、歩きにくかったりなかなか立ち立できないので、車が必須なのです。駐車場は広くとってもらいたいなというところで、赤字財政の岸和田市ですから委託も考えていらっしゃるのは止むを得ないかなと思うのですが、駐車場も広くとっていただきたいし、先程おっしゃったみたいに今よりは少しはいい環境で使いたいということも聞き入れてほしいなと思います。堺町に中央公民館がありますよね。あそこもすごくいいものが建ったのですが、駐車場があまりにも狭いですよね。皆さん困っていらっしゃると思うのですが、駐車場は岸和田市役所のものを使って、歩いてきてくださいねとおっしゃっているみたいですが、結構歩くのですよね。子供を連れて行く時も何回も座りたいと言うことがありましたので、やっぱり障害を持っている人が使う施設は、駐車場は広くとって頂きたいと思います。

(2) 平成26年度の動きについて

事務局説明（資料⑧、⑨）

委員：給付金等支給事業の代替施策の案はありますか。

事務局：現状では障害者支援課の案として①重度障害者等タクシー助成事業の対象者拡大
②住宅改造助成事業対象者拡大、③地域生活支援事業（移動支援事業）制度拡充、
④地域生活支援事業（重度身体障害者訪問入浴事業）制度拡充、⑤地域生活支援事業（相談支援事業）制度拡充の5つとなります。

会長：他に何かございますか。無いようなので本日の会議はこれで終了します。